

関原発第236号
2019年9月26日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成31年2月8日に高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請①」という。）し、また、2019年6月14日に高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可を重複申請（以下「既申請②」という。）しておりますが、この度、2018年12月にインドネシア・スンダ海峡で発生した津波の知見を踏まえ、高浜発電所における基準津波として津波警報が発表される可能性がある「隠岐トラフ海底地すべり」を波源とする津波を追加し、これに対する防護方針についての記載に伴う発電用原子炉設置変更許可の申請を致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請①及び②と後申請が重複することとなります。当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請①及び②案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、他の申請に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請①案件】

1. 申請書名：高浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成31年2月8日（関原発第507号）
3. 変更の理由：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉における中央制御室、緊急時対策所、特定重大事故等対処施設等に対して、有毒ガスの発生に対する防護方針について記載する。

【既申請②案件】

1. 申請書名：高浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：2019年6月14日（関原発第104号）
3. 変更の理由：1号炉及び2号炉の使用済燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備を一部変更する。

【後申請案件】

1. 申請書名：高浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：2019年9月26日（関原発第235号）
3. 変更の理由：2018年12月にインドネシア・スンダ海峡で発生した津波の知見を踏まえ、高浜発電所における基準津波として津波警報が発表されない可能性がある「隠岐トラフ海底地すべり」を波源とする津波を追加し、これに対する防護方針について記載する。